

6.2 廃棄物・建設発生土

6.2 廃棄物・建設発生土

本事業の実施により、工事中は既存建物の解体、計画建物の建設及び地下掘削に伴う一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の発生、供用時は、建物の供用に伴う一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が想定されます。

そのため、工事期間中及び供用時に発生する廃棄物等の発生・排出量の把握と、その排出抑制に向けた本事業の環境配慮の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事中に発生する廃棄物及び建設発生土】

	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時のアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊、発生木材、混合廃棄物の搬出ベースの再資源化率は 85%以上となっていますが、汚泥については再資源化が進んでいない状況です。 平成 24 年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約 10,930 千トンです。そのうち、最終処分量は約 882 千トンで、最終処分率は 8.1%となっています。 神奈川県では、事業により搬出する建設発生土（場外搬出量）は、ほとんどが内陸の受入地に搬出されている状況です。 	p.6.2-4～ p.6.2-5, p.6.2-7
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 工事により発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用、並びにこれらの適正な処理・処分が行われること。 	p.6.2-12
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存構造物の解体に伴う廃棄物発生量は、合計で約 1,373 トンと予測します。これら発生する産業廃棄物量に、各品目の分別実施率の統計値を適用した場合、ほぼ全てが再資源化されると予測します。 計画建物の建設に伴う廃棄物の発生量は、合計で約 2,141.9 トンと予測します。これら発生する廃棄物量に、各品目の分別実施率の統計値を適用した場合、最終処分量は約 136.3 トンになると予測します。 工事期間中の事業系一般廃棄物の発生量は約 55～1,701kg/日、このうち約 38～1,179kg/日が最終処分されると予測します。 掘削に伴い発生する建設発生土量は約 83,837 m³、搬出土量としては約 100,604 m³と予測します。 	p.6.2-18～ p.6.2-20
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 工事現場内に廃棄物保管場所を設置して、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮することで、再利用・再生利用に寄与します。 建設発生土は、工事現場内で可能な範囲で埋戻土等として再利用していきます。再利用が困難な場合は、できるだけ近隣の受入先へ搬出していきます。 特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力資源化に努めます。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、産業廃棄物管理票を交付して運搬・処分先を明確にし、適正に処理します。 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じます。 	p.6.2-20
評価	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、工事中には、廃棄物の発生抑制及び建設発生土の発生抑制に向けた環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「工事により発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用、並びにこれらの適正な処理・処分が行われること。」は達成できるものと考えます。 	p.6.2-21

※調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

【供用時に発生する廃棄物】

	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における一般廃棄物の「ごみ量」は、平成 22 年度以降、概ね減少傾向にあります。その理由として、分別の徹底が維持されてきていること、「横浜 G30 プラン」による削減効果が継続されていることが考えられます。「資源化量」については、市内の民間施設が増え、木くず等のリサイクルが進んだことにより、増加傾向にあるとされています。 家庭から出される燃やすごみには、生ごみが約 35%と多く含まれているのに加え、資源化可能な古紙が約 10%、プラスチック製容器包装が約 5%含まれていることなどから、生ごみ、古紙、プラスチック類の削減に重点を置いた更なる 3R の推進が必要とされています。 平成 24 年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約 10,930 千トンです。そのうち、最終処分量は約 882 千トンで、最終処分率は 8.1%となっています。 	p.6.2-4～ p.6.2-6
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 供用に伴い発生する廃棄物の適正な処理・処分が行われること。 	p.6.2-12
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 計画建物から発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、1 日あたり合計約 3,942.1kg 発生すると予測します。 これら廃棄物は、計画建物内に整備する廃棄物保管施設において分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、取り扱う廃棄物の種類に応じ、横浜市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に事業者が委託し、委託先で適正に処理される予定です。 	p.6.2-24
環境の保全のための措置の概要	<p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画建物内に整備する廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の一時保管施設を設けます。 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物並びに産業廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別排出を徹底し、減量化や資源の再利用・再生利用にも努めます。 	p.6.2-25
評価	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、計画立案時や供用時に廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理の貢献に向けた環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の適正な処理・処分が行われること。」は達成できるものと考えます。 	p.6.2-25

※調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ア 廃棄物及び建設発生土の処理・処分等の状況
- イ 土地利用の状況
- ウ 関係法令等

(2) 調査地域・地点

調査地域は横浜市とし、必要に応じて神奈川県全域を対象としました。

(3) 調査時期

主に既存資料の収集・整理であるため、特に調査時期は指定しませんでした。

(4) 調査方法

- ア 廃棄物及び建設発生土の処理・処分等の状況

横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理・処分状況等について、「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度⇒平成32年度）」（横浜市、平成28年3月）や「横浜市環境管理計画」（横浜市、平成27年1月）、「平成24年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、平成26年3月）などを整理しました。

- イ 土地利用の状況

地形図、住宅地図、土地利用現況図等の既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域周辺の状況を把握することとしました。

なお、対象事業実施区域に近接する地域においては、一部踏査を行うことで、情報の補完を行いました。

- ウ 関係法令等

以下の関係法令等の内容を整理しました。

- ・循環型社会形成推進基本法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・神奈川県土砂の適正処理に関する条例
- ・神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例
- ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
- ・神奈川県循環型社会づくり計画
- ・横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢(スリム)プラン～
- ・第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度⇒平成32年度）
- ・横浜市事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再利用等の対象となる
廃棄物保管場所の設置に関する指導基準
- ・横浜市環境管理計画

(5) 調査結果

ア 廃棄物及び建設発生土の処理・処分等の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。また資源として再利用される建設副産物で発生量の大きいものとしては建設発生土があります。それぞれを、「(ア) 産業廃棄物」、「(イ) 一般廃棄物」、「(ウ) 建設発生土」として整理しました。

(ア) 産業廃棄物

平成 24 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の再資源化率は、表 6.2-1 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊、発生木材、混合廃棄物の搬出ベースの再資源化率は 85%以上となっていますが、汚泥については再資源化が進んでいない状況です。

表 6.2-1 神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の再資源化率(平成 24 年度)

単位：千トン

		①発生量							搬出ベース再資源化等	
		②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量	⑤再資源化	⑥減量化	⑦最終処分	⑧量	⑨率(%) ⑧/④	
解体 (非木造)	アスコン塊	13.9	0.0	0.0	13.9	13.9	0.0	0.0	13.9	100.0
	コンクリート塊	535.9	53.3	0.0	482.6	482.6	0.0	0.0	482.6	100.0
	発生木材*	10.2	0.0	0.0	10.2	9.2	0.1	0.8	9.3	91.8
	汚泥	0.6	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.3	0.3	48.3
	混合廃棄物	6.6	0.0	0.0	6.6	5.6	0.1	0.9	5.7	85.9
	その他	15.8	0.0	0.0	15.8	15.5	0.1	0.2	15.6	99.0
新築・ 増改築 (非木造)	アスコン塊	67.3	0.0	0.0	67.3	67.1	0.0	0.3	67.1	99.6
	コンクリート塊	203.0	3.8	0.0	199.1	195.3	0.0	3.8	195.3	98.1
	発生木材*	26.4	1.5	0.0	24.9	24.3	0.5	0.1	24.8	99.7
	汚泥	361.7	0.0	0.0	361.7	99.5	23.9	238.3	123.4	34.1
	混合廃棄物	53.6	0.0	0.0	63.6	53.6	0.6	9.4	54.2	85.2
	その他	16.1	0.0	2.8	13.3	11.6	1.1	0.6	12.7	95.5

※発生木材については、伐木材、除根材等を含む数値です。

資料：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果 参考資料」(国土交通省、平成 26 年 3 月)

また、「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度⇒平成32年度）」（横浜市、平成28年3月）によると、横浜市における産業廃棄物の発生量及び処理状況は、表6.2-2及び図6.2-1に示すとおりです。

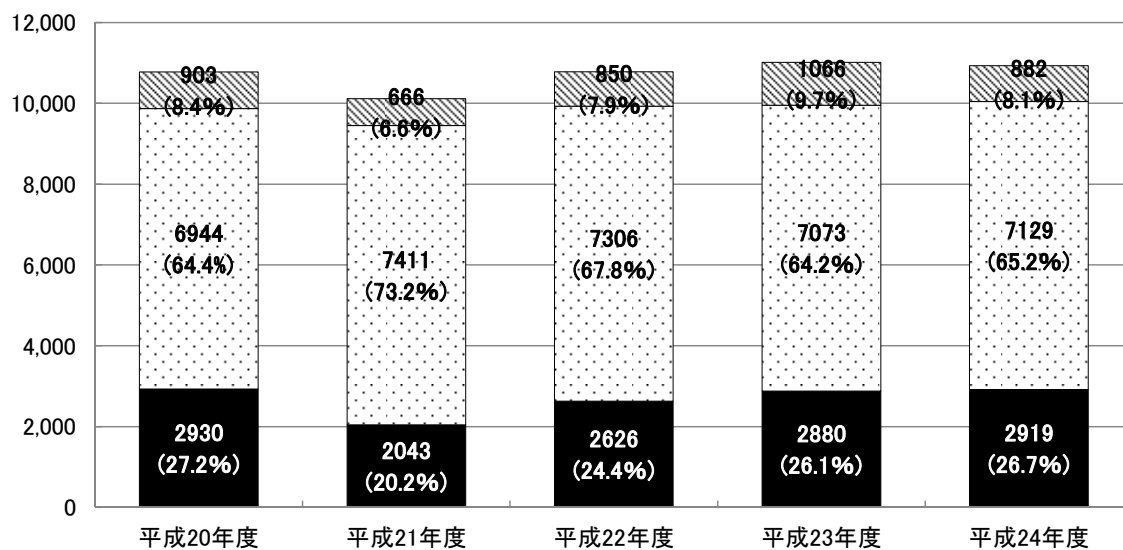
平成24年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約10,930千トンです。そのうち、最終処分量は約882千トンで、最終処分率は8.1%となっています。

表 6.2-2 横浜市の産業廃棄物の処理別発生量

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
再生利用量	2,930千トン (27.2%)	2,043千トン (20.2%)	2,626千トン (24.4%)	2,880千トン (26.1%)	2,919千トン (26.7%)
減量化量	6,944千トン (64.4%)	7,411千トン (73.2%)	7,306千トン (67.8%)	7,073千トン (64.2%)	7,129千トン (65.2%)
最終処分量	903千トン (8.4%)	666千トン (6.6%)	850千トン (7.9%)	1,066千トン (9.7%)	882千トン (8.1%)
産業廃棄物量	10,777千トン (100.0%)	10,120千トン (100.0%)	10,782千トン (100.0%)	11,019千トン (100.0%)	10,930千トン (100.0%)

資料: 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度⇒平成32年度）」（横浜市、平成28年3月）

[千トン]



■再生利用量 □減量化量 ▨最終処分量

資料: 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度⇒平成32年度）」
（横浜市、平成28年3月）

図 6.2-1 産業廃棄物の処理別発生量

(イ) 一般廃棄物

横浜市におけるごみと資源の総量及び人口の推移は、表 6.2-3 及び図 6.2-2 に示すとおりです。

横浜市における一般廃棄物の「ごみ量」は、平成 22 年度以降、概ね減少傾向にあります。その理由として、分別の徹底が維持されてきていること、「横浜 G30 プラン」による削減効果が継続されていることが考えられます。「資源化量」については、市内の民間施設が増え、木くず等のリサイクルが進んだことにより、増加傾向にあるとされています。

家庭から出される燃やすごみには、生ごみが約 35%と多く含まれているのに加え、資源化可能な古紙が約 10%、プラスチック製容器包装が約 5%含まれていることなどから、生ごみ、古紙、プラスチック類の削減に重点を置いた更なる 3R の推進が必要とされています。

一方で、横浜市の焼却工場は、現在、鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場の 4 工場体制となっていますが、平成 23 年 3 月の東日本大震災を受け、これまで以上に焼却工場等の施設の防災対策を行うことや、適切な維持管理等を行うことが必要とされています。

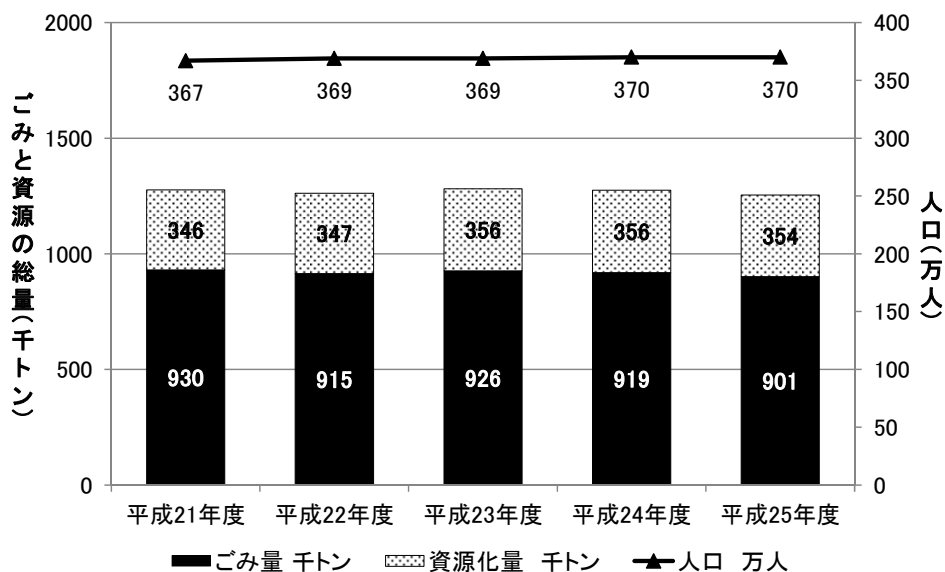
表 6.2-3 ごみと資源の総量及び人口の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ごみ量(千トン)	930	915	926	919	901
資源化量(千トン)	346	347	356	356	354
人口(万人)	367	369	369	370	370
発生原単位(g/人・日)	952.6	937.0	951.9	944.1	929.3
排出原単位(g/人・日)	694.3	679.4	687.5	680.5	667.2

注) 発生原単位は、(ごみ量+資源化量)÷人口÷365日として算出しました。

排出原単位は、ごみ量÷人口÷365日として算出しました。

資料:「横浜市環境管理計画」(横浜市、平成 27 年 1 月)



資料:「横浜市環境管理計画」(横浜市、平成 27 年 1 月)

図 6.2-2 ごみと資源の総量及び人口の推移

(ウ) 建設発生土

神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況率は、表 6.2-4 に示すとおりです。

神奈川県では、事業により搬出する建設発生土（場外搬出量）は、ほとんどが内陸の受入地に搬出されている状況です。

一方で、場内で用いる土砂は、再利用率として 91.6% で、うち工事間利用による土砂と現場内で発生した土砂を利用する割合が多くなっています。

表 6.2-4 神奈川県における建設発生土の搬出及び土砂の利用状況

単位：千³m

区分	①場外搬出量				⑤搬入土砂利用量(現場内利用除く)					⑩現場内利用量	利用土砂の建設発生土利用率 (%) $\frac{⑥+⑦+⑧+⑩}{⑤+⑩}$
	②工事間利用	③土質改良プラント	④内陸受入地		⑥工事間利用	⑦土質改良プラント	⑧再生砂	⑨新材(山砂等)			
新築・増改築(非木造)	2,029.4	42.9	1.7	1,984.8	238.2	160.6	2.9	2.0	72.7	623.9	91.6

資料：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果 参考資料」（国土交通省、平成 26 年 3 月）

イ 土地利用の状況

対象事業実施区域周辺は、主に商業用地として利用されています。

対象事業実施区域内は、時間貸し駐車場として利用されています。

ウ 関係法令・計画等

廃棄物には多種多様なものが含まれるため、関係法令も多岐にわたります。ここでは主な関係法令の概要を示します。

(ア) 「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月、法律第 110 号）

「循環型社会形成推進基本法」は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定されています。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができるかぎり低減されるよう、提言されています。

(イ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (廃棄物処理法)

(昭和 45 年 12 月、法律第 137 号)

この法律は、廃棄物の排出を抑制とともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的としたものです。

この法律では、廃棄物処理において「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を発行することが義務づけられています。

(ウ) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」 (資源有効利用促進法)

(平成 3 年 4 月、法律第 48 号)

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な 3R(リデュース・リユース・リサイクル) の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

(エ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (建設リサイクル法)

(平成 12 年 5 月、法律第 104 号)

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材 (コンクリート、アスファルト、木材等) について、その分別解体等や再資源化等を促進することなどにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものです。

特に、発注者は、その建設工事において、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等によって、分別解体等や、建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

(オ) 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」 (平成 11 年 3 月、神奈川県条例第 3 号)
この条例は、土砂の適正な処理を推進するために、土砂の搬出、搬入、埋立等について必要な事項が定められています。

一定規模以上の土砂の搬出や埋立てを行う場合には、届出や許可が必要であり、土砂の搬出に際して、事業者は、処理計画を作成し、知事へ提出する必要があります。

(カ) 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

(平成 18 年 12 月、横浜市条例第 67 号)

この条例は、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とされています。

条例では事業者の責務として、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制等に努めることや適正な処分の実施が定められています。

(キ) 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

(平成 4 年 9 月、横浜市条例第 44 号)

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年 1 回、市長に提出する必要があります。

(ク) 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」

(平成 7 年 9 月、横浜市条例第 46 号)

この条例 (ポイ捨て・喫煙禁止条例 (ハマルール)) は、清潔で安全な街づくりや資源の有効な利用促進のために、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化、その他の必要な事項が定められています。

(ケ) 「神奈川県循環型社会づくり計画」 (神奈川県、平成 24 年 3 月)

この計画は、天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取り入れた、循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、排出量に着目し、県民・事業者それぞれにとっての目標となるように、「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動から排出される事業系ごみ(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の排出量目標値が、以下に示すとおり設定されています。

○生活系ごみ一人一日あたりの排出量目標値

	平成 21 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (目標年度)
目標値	730g/日人	680g/日人
排出量	240 万トン	227 万トン
人口 (推計)	9,005,176 人	9,157,684 人

計算式：目標値＝排出量 (g) /365 日/人口 (1g 単位切り上げ)

○事業活動による神奈川県内 GDP1 億円あたりの排出量目標値

	平成 21 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (目標年度)
目標値	54.6 トン/億円	53.6 トン/億円
排出量	1,789 万トン	1,758 万トン
県内 GDP	32 兆 7,849 億円	32 兆 7849 億円

計算式：目標値＝排出量/県内 GDP

(コ) 「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢(スリム)プラン～」

(横浜市、平成 23 年 1 月)

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、横浜市内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成 37 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3R(廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の 3つの R)を推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能な街を目指す。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての、事業者の役割や具体的取組が定められています。

(サ) 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度⇒平成32年度）

（横浜市、平成28年3月）

横浜市産業廃棄物処理指導計画は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理等を進めるため、横浜市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示したものです。

「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」は、平成28年度から平成32年度までを計画期間とし、「横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測」、「国の法制度及び計画等の動向」、「横浜市の計画等の動向」、「第6次処理指導計画の取組状況」を踏まえて、以下の課題が整理されています。

- ・最終処分量の削減
- ・有害廃棄物の適正処理
- ・建設系廃棄物の適正処理
- ・災害廃棄物対策

これら課題を受け、計画では、横浜市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取組み、横浜市基本構想に掲げた「持続可能な循環型社会の構築」を目指すことが基本理念として掲げられています。

(シ) 「横浜市事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」（横浜市、平成5年4月）

事業用大規模建築物から発生する廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を目的に、廃棄物の保管場所及び再利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置及び届出に関する事項を定めたものです。事業用大規模建築物としては、大規模小売店舗、延床面積500㎡を超え1,000㎡以下の小売店舗、延床面積3,000㎡以上の事業用建築物を対象としています。

(ス) 「横浜市環境管理計画」(横浜市、平成 27 年 1 月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組などがまとめられていますが、一般廃棄物及び産業廃棄物に関する取組等としては、表 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-5 「横浜市環境管理計画」における各種廃棄物に関する取組等

項目	2025 年度までの目標		2017 年までに実施・着手する 主な取組
		達成状況の目安となる環境の状況	
一般廃棄物	<p>【横浜の未来(一般廃棄物行政における将来ビジョン)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが協力し合い、誰もが 3R 行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。 ・より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。 ・清潔できれいなまちが実現しています。 ・全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を平成 37(2025)年度までに平成 21(2009)年度比で 50%以上(約 14 万トン-CO₂)削減 ・総排出量(ごみと資源の総量)を平成 37(2025)年度までに平成 21(2009)年度比で 10%以上(約 13 万トン)削減 	<p>「ヨコハマ 3R 夢プラン(第 2 期推進計画)」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増が見込まれる中、リデュースの推進により、「ごみと資源の総量」を 5%以上(約 6 万 4 千トン)削減します。 ・「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」を 25%以上(約 7 万トン-CO₂)削減します。 ・収集・運搬、処理・処分のすべての段階で安心と安全・安定を追求します。 <p>※平成 21(2009)年度比</p>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R 行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着しています。 ・より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されています。 ・すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指します。 ・産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進し、将来にわたって安全安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急や災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整えます。 ・産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、分かりやすい行政を目指します。 	<p>環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について 10%削減を目指します。 ・平成 27 年度、最終処分率 7%以下を目指します。

2 環境保全目標の設定

廃棄物・建設発生土に係る環境保全目標は、表 6.2-6 に示すとおり設定しました。

表 6.2-6 環境保全目標(廃棄物・建設発生土)

区分	環境保全目標
<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の建設 ・地下掘削 	<p>工事により発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再利用及び再生利用、並びにこれらの適正な処理・処分が行われること。</p>
<p>【供用時】 建物の供用</p>	<p>供用に伴い発生する廃棄物の適正な処理・処分が行われること。</p>

3 予測及び評価等

(1) 工事中に発生する廃棄物及び建設発生土

ア 予測項目

建物の建設に伴い発生する廃棄物として、解体工事と計画建物の新築工事に伴い発生する産業廃棄物と、掘削工事により発生する建設発生土、工事期間全体を通して発生する事業系一般廃棄物としました。

イ 予測地域・地点

予測地域は対象事業実施区域内としました。

ウ 予測時期

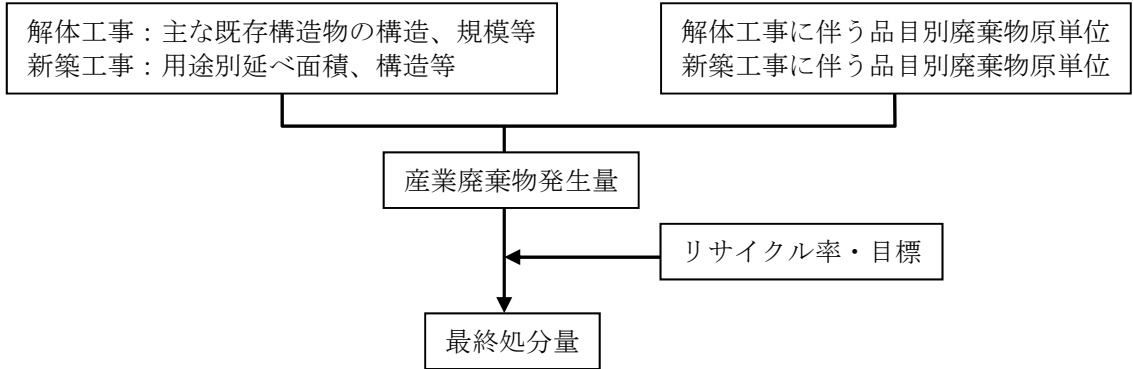
予測時期は、工事期間全体としました。

エ 予測方法

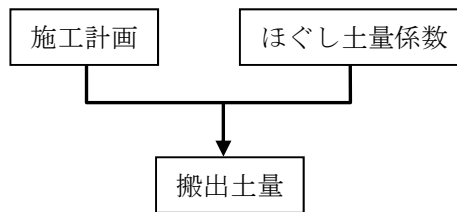
(ア) 予測手順

予測手順は図 6.2-3 に示すとおりです。

【産業廃棄物】



【建設発生土】



【事業系一般廃棄物】

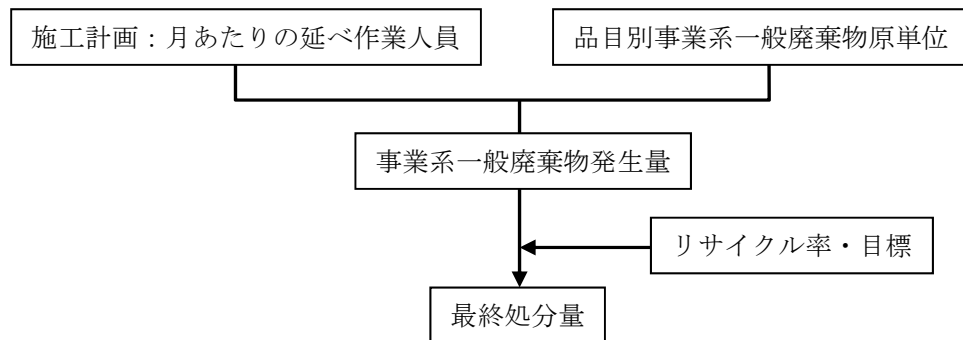


図 6.2-3 予測手順（産業廃棄物、建設発生土、事業系一般廃棄物）

(イ) 予測手法

既存構造物の解体による廃棄物発生量は、対象事業実施区域内の主要な既存構造物の構造、規模等と、解体工事に伴う廃棄物発生量原単位（単位面積あたりの発生量）を基に予測しました。原単位は「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（(社)建築業協会、平成 16 年 3 月）やメーカー値より、それぞれ該当する値を設定しました。

計画建物の建設に伴う産業廃棄物及び建設発生土の量は、事業計画と廃棄物発生量原単位から予測しました。建物の新設工事に伴う産業廃棄物の原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)建築業協会、平成 24 年 11 月）に基づき、構造等に該当する値を設定しました。

工事期間全体を通して発生する事業系一般廃棄物は、施工計画から整理した作業人員と事業系一般廃棄物発生原単位から予測しました。原単位は、「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の先進的な取組に関する調査報告書」（八都府市廃棄物問題検討委員会、平成 20 年 2 月）の神奈川県で実施された事業系一般廃棄物実態調査の内容に基づき設定しました。

工事中に発生する産業廃棄物の再資源化量は、「平成 24 年度建設副産物実態調査」（国土交通省、平成 26 年 3 月）等の資料を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して発生量に乗ずることで算出しました。

オ 予測条件の整理

(ア) 既存構造物及び計画建物の延べ面積等

本事業の実施に伴い、解体する対象事業実施区域内の主な既存構造物の構造、規模等は表 6.2-7 に示すとおりです。

また、計画建物の構造、規模等は表 6.2-8 に示すとおりです。

表 6.2-7 既存構造物の概要

建物等の用途	構造	品目／規模
時間貸し駐車場	アスファルト舗装	アスファルトコンクリートがら／面積約 8,330 m ²
	メッシュフェンス	金属くず／延長約 300m

表 6.2-8 計画建物の概要

建物用途	用途別延べ面積(m ²)	構造／規模
宿泊施設	65,700	鉄筋コンクリート造／地下 2 階、地上 37 階、塔屋 2 階

(イ) 発生原単位

解体工事に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.2-9 に示すとおりです。これらは、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（(社)建築業協会、平成 16 年 3 月）より整理しました。

また、新築工事に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.2-10 に示すとおりです。これらは、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会、平成 24 年 11 月）より RC 造の原単位を整理しました。

さらに、杭工事に伴い発生する汚泥の量は、施工計画の内容より算出しました。

工事中に発生する産業廃棄物の再資源化量は、「平成 24 年度建設副産物実態調査」(国土交通省、平成 26 年 3 月)等の資料を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して発生量に乗ずることで算出しました。

工事中の事業系一般廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.2-11 に示すとおりです。

これらは、「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の先進的な取組に関する調査報告書」(八都県市廃棄物問題検討委員会、平成 20 年 2 月)より、従業員 1 人あたりの排出原単位を整理しました。

表 6.2-9 品目別発生原単位 (解体工事)

構造	原単位等	廃棄物の品目	発生原単位
アスファルト舗装	比重：2.35 トン/m ³	アスファルトコンクリート がら	164.5kg/m ² *1
メッシュフェンス	単位面積あたりの重さ：8.95kg/m	金属くず	8.95kg/m

※1：アスファルト舗装厚は 7cm と想定し、比重を乗ずることで単位面積あたりの原単位としました。

比重資料：「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」((社)建築業協会、平成 16 年 3 月)

※2：メッシュフェンスは高さ 1.2m とし、類似資材のメーカー値を原単位としました。

表 6.2-10 品目別発生原単位 (新築工事)

構造	延床面積	品目別発生原単位 (kg/m ²)									
		コンクリート がら	アスコン がら	ガラス 陶磁器	廃プラ	金属 くず	木くず	紙くず	石膏 ボード	その他	混合 廃棄物
R C 造	1,000 m ² 未満	8.5	1.2	1.1	2.8	4.2	6.4	2.7	4.0	1.7	20.5
	3,000 m ² 未満	9.6	2.2	0.9	2.2	1.3	4.2	2.7	3.5	1.4	15.1
	6,000 m ² 未満	10.7	2.1	0.7	1.7	1.5	3.2	1.5	2.6	1.6	13.1
	10,000 m ² 未満	7.6	2.2	1.2	2.4	1.3	3.8	2.1	2.0	3.0	10.2
	10,000 m ² 以上	8.5	2.2	1.2	2.1	2	4.6	1.5	2.6	2.1	5.8

注) 網掛けは、予測にあたり採用した発生原単位を示す。

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会、平成 24 年 11 月)より抜粋

表 6.2-11 事業系一般廃棄物の排出状況 (従業者 1 人 1 ヶ月あたりの排出量)

	紙						プラスチック		生ゴミ	金属類	ガラス類
	新聞	雑誌	段ボール	OA 用紙	飲料紙パック	その他紙類	プラスチック類	ペットボトル			
建設業発生原単位 (kg/人・月)	3.5	0.9	3.5	1.8	0.6	1.2	0.6	0.4	14.3	0.9	3.3

資料：「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の先進的な取組に関する調査報告書」

(八都県市廃棄物問題検討委員会、平成 20 年 2 月)

(ウ) リサイクル率

解体及び新築工事の再資源化率は、表 6.2-1 (p.6.2-4 参照) に示した神奈川県における平成 24 年度の解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の再資源化率が適用されると想定しました。

また、事業系一般廃棄物の各品目のリサイクル率は、表 6.2-12 に示すリサイクル率が適用されると想定しました。

表 6.2-12 事業系一般廃棄物のリサイクル状況

	紙						プラスチック		生ゴミ	金属類	ガラス類
	新聞	雑誌	段ボール	OA用紙	飲料紙パック	その他紙類	プラスチック類	ペットボトル			
リサイクル率※ (%)	53.1	78.6	74.0	65.2	29.3	13.3	5.5	52.8	4.5	55.7	43.8

※調査が実施された事業所のうち、リサイクルを実施している全事業者の平均値を示しています。

資料：「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の先進的な取組に関する調査報告書」

(八都県市廃棄物問題検討委員会、平成 20 年 2 月)

カ 予測結果

(ア) 建物の建設（既存構造物の解体）に伴う廃棄物の発生

既存構造物の解体に伴う産業廃棄物の種類・量の予測結果は、表 6.2-13 に示すとおりです。

既存構造物の解体に伴う廃棄物発生量は、合計で約 1,373 トンと予測します。

これら発生する廃棄物量に、各品目の分別実施率の統計値を適用した場合、ほぼ全てが再資源化されると予測します。

表 6.2-13 既存構造物の解体に伴う産業廃棄物等の発生量及び最終処分量

区分		産業廃棄物	
		金属くず	アスファルトコンクリートがら
時間貸し駐車場（トン）		2.7	1,370.3
発生量(トン)	①	1,373.0	
再資源化率(%) ※	②	100.0	100.0
最終処分量(トン)	③=①*(100%-②)	0.0	

※適正に分別されることで原材料として再資源化が可能とし、100%としました。

(イ) 建物の建設（計画建物の建設）に伴う産業廃棄物の発生

計画建物の建設工事に伴う産業廃棄物の種類・量の予測結果は、表 6.2-14 に示すとおりです。

計画建物の建設に伴う廃棄物の発生量は、合計で約 2,141.9 トンと予測します。

これら発生する廃棄物量に、各品目の分別実施率の統計値を適用した場合、最終処分量は約 136.3 トンになると予測します。

表 6.2-14 計画建物の建設に伴う産業廃棄物の発生量及び最終処分量

単位：トン

区分		コンクリートがら	アスコンがら	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	石膏ボード	その他	混合廃棄物
計画建物の新設に伴う廃棄物発生量	①	558.5	144.5	78.8	138.0	131.4	302.2	98.6	170.8	138.0	381.1
		2,141.9									
再資源化率(%) ※	②	98.1	99.6	87.2	89.9	96.8	99.7	88.3	87.2	95.5	85.2
最終処分量	③=①*(100%-②)	10.6	0.6	10.1	13.9	4.2	0.9	11.5	21.9	6.2	56.4
		136.3									

※コンがら、アスコンがら、木くず、その他、混合廃棄物の最新原価率は、「H24 度建設副産物実態調査—新築・増改築（非木造）」の神奈川県値が適用されることとしました。

ガラス陶磁器、廃プラスチック、金属くず、紙くず、石膏ボード（ガラス陶磁器と見做しました。）の再資源化率は、「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成28年度～32年度（素案）」（横浜市、平成27年9月）に示される『建設業における産業廃棄物の種類別の最終処分量（平成32年予測）』が適用されることとしました。

(ウ) 建物の建設に伴う一般廃棄物の発生

本事業の工事期間中に発生する事業系一般廃棄物の種類・量、並びに最終処分量は、表 6.2-15 に示すとおりです。

本事業の工事中における月延べ作業人数は、施工計画から、1,008～32,292 人/月の範囲内と想定しました。

その結果、工事期間中の事業系一般廃棄物の発生量は約 55～1,701kg/日、このうち約 38～1,179kg/日が最終処分されると予測します。

表 6.2-15 計画建物の建設に伴う一般廃棄物の発生量及び最終処分量

		紙						プラスチック		生ゴミ	金属類	ガラス類	
		新聞	雑誌	段ボール	OA用紙	飲料紙パック	その他紙類	プラスチック類	ペットボトル				
建設業発生原単位 (kg/人・月)	①	3.5	0.9	3.5	1.8	0.6	1.2	0.6	0.4	14.3	0.9	3.3	
月あたりの稼働日数 [※] (日)	②	24.25											
建設業発生原単位 (kg/人・日)	③=①/②	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1	
作業員延べ人数 (人/月)	最大月	④ 32,292											
	最小月	⑤ 1,008											
作業員延べ人数 (人/日)	最大月	⑥=④/② 1,332											
	最小月	⑦=⑤/② 42											
事業系 一般廃棄物 発生量 (kg/日)	最大月	⑧=③×⑥	192	49	192	99	33	66	33	22	785	49	181
		1,701											
	最小月	⑨=③×⑦	6	2	6	3	1	2	1	1	25	2	6
											55		
リサイクル率 (%)	⑩	53.1	78.6	74.0	65.2	29.3	13.3	5.5	52.8	4.5	55.7	43.8	
最終処分量 (kg/日)	最大月	⑪=⑧×(100-⑩)	90	10	50	34	23	57	31	10	750	22	102
		1,179											
	最小月	⑫=⑨×(100-⑩)	3	0	2	1	1	2	1	0	24	1	3
											38		

※工事現場の休日を考慮した月の平均稼働日数です。

(エ) 工事の実施に伴う建設発生土の発生

地下掘削により発生する建設発生土及び搬出土量は、表 6.2-16 に示すとおりです。掘削に伴い発生する建設発生土量は約 83,837 m³、搬出土量としては約 100,604 m³と予測します。

表 6.2-16 建設発生土量及び搬出土量

発生土量	変化率 L [*]	搬出土量
約 83,837 m ³	1.2	約 100,604 m ³

※掘削された土は、ほぐされるため、自然な状態の土量からは多くなります。これを変化率として地質ごとに定められた係数があります。対象事業実施区域の地質は主として砂質土と粘性土であるため、「道路土工要綱 平成 21 年度版」（平成 21 年 6 月、(社)日本道路協会）を参考に、変化率 L は 1.2 としました。

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の廃棄物の発生抑制及び建設発生土の発生抑制のため、表 6.2-17 に示す内容を実施します。

これら環境の保全のための措置は、工事期間中に常に講ずることで、廃棄物の最終処分量を減量化できるものと考えます。また、事業者による施工業者の管理・指導のほか、マニフェストの発行等により把握することができると考えます。

表 6.2-17 環境の保全のための措置（工事中に発生する廃棄物及び建設発生土）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 地下掘削 建物の建設	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 工事現場内に廃棄物保管場所を設置して、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮することで、再利用・再生利用に寄与します。 建設発生土は、工事現場内で可能な範囲で埋戻土等として再利用していきます。再利用が困難な場合は、できるだけ近隣の受入先へ搬出していきます。 特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力資源化に努めます。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、産業廃棄物管理票を交付して運搬・処分先を明確にし、適正に処理します。 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じます。

ク 評価

既存構造物の解体に伴う廃棄物は約 1,373 トン発生し、ほぼ全てが再資源化されると予測します。計画建物の建設に伴う廃棄物は約 2,141.9 トン発生し、このうち約 136.3 トンが最終処分されると予測します。

さらに、本事業の工事期間中に日あたりの事業系一般廃棄物量は約 55～1,701kg の範囲で発生し、このうち約 38～1,179kg が最終処分されると予測します。

平成 24 年度における横浜市の産業廃棄物の最終処分量（882 千トン）と比較して、予測した最終処分量はわずかですが、最終処分場（民間処理業者）の残容量が少なくなっていることを踏まえ、本工事により発生する産業廃棄物は、過剰な梱包を控えるとともに、廃棄にあたっては、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮することで、減量化、再利用・再生利用に努めていきます。

また、工事によって建設発生土が約 83,837 m³発生すると予測しますが、可能な範囲で埋戻土等として再利用し、再利用が困難な場合は、できるだけ近隣の受入先へ搬出していきます。

このように、工事中には、廃棄物の発生抑制及び建設発生土の発生抑制に向けた環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「工事により発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用、並びにこれらの適正な処理・処分が行われること。」は達成できるものと考えます。

(2) 供用時に発生する廃棄物

ア 予測項目

建物の供用に伴い、宿泊施設から発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量及びリサイクル量等としました。

イ 予測地域・地点

予測地点は、計画建物としました。

ウ 予測時期

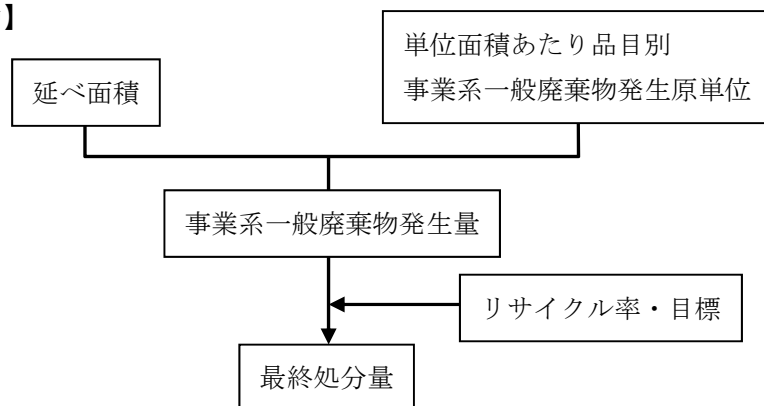
計画建物が供用し、事業活動が平常の状態になる時期としました。

エ 予測方法

(ア) 予測手順

予測手順は図 6.2-4 に示すとおりです。

【事業系一般廃棄物】



【産業廃棄物】

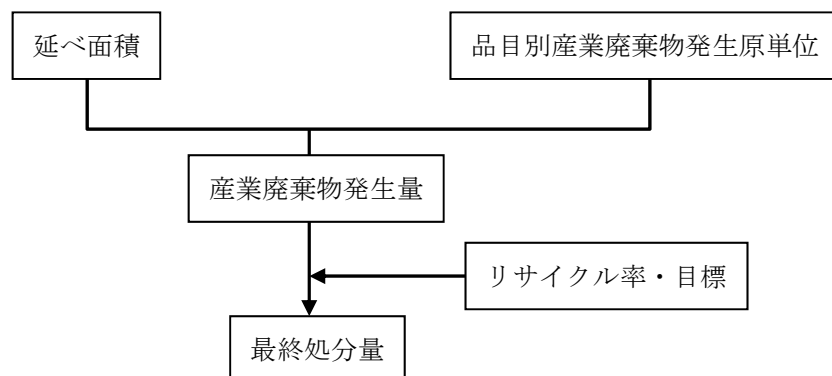


図 6.2-4 予測手順（供用時の事業系一般廃棄物、産業廃棄物）

(イ) 予測手法

建物の供用に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は、単位面積あたりの品目別事業系一般廃棄物及び産業廃棄物発生原単位に各用途の延べ面積を乗ずることで予測しました。

単位面積あたりのこれら発生原単位については、既存資料より、事業用大規模建築物における廃棄物の予測排出量原単位と、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成割合から算出しました。

オ 予測条件の整理

計画建物から発生する廃棄物の予測排出量原単位は、表 6.2-18 に示すとおり、「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」（横浜市、平成 21 年 12 月改正）のうち、宿泊施設の「宴会場なし」の値としました。

また、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成状況は表 6.2-19 に示すとおり、「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」（東京都環境科学研究所年報（廃棄物研究室）、平成 12 年）の宿泊施設の値を引用しました。

これらから、単位面積あたりの品目別事業系一般廃棄物及び産業廃棄物発生原単位は、表 6.2-20 に示すとおりとしました。

表 6.2-18 事業用大規模建築物における廃棄物の予測排出量原単位

区分	廃棄物				資源物
	予測排出量 原単位 ^{注)}	比重	3000 m ² あたり の予測排出量		3000 m ² あたり の資源物係数
			重量 kg/2 日	体積 m ³ /2 日	保管場所面積 m ² /3 日
宿泊施設	0.06	0.15	360	2.4	3.0

注) 宴会場なしの排出量原単位を示しています。

また、「物販中心の店舗」については宿泊施設－宴会場なしの予測排出量原単位よりも小さいため、当該値で代表させました。

資料：「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」（横浜市、平成 21 年 12 月改正）

表 6.2-19 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成割合

区分	宿泊施設(%)	
事業系 一般廃棄物	紙類	37.9
	厨芥	22.3
	繊維くず	2.3
	木くず・その他可燃物	6.7
産業廃棄物	廃プラスチック	14.9
	ゴムくず	0.7
	ガラス・陶磁器くず	8.5
	金属くず	6.6
	その他不燃物	0.1
合計	100.0	

注) 四捨五入の関係から合計値は合いません。

資料：「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」

(東京都環境科学研究所年報（廃棄物研究室）、平成 12 年)

表 6.2-20 単位面積あたりの事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位

種 類		宿泊施設発生原単位 (g/m ² ・日)
事業系 一般廃棄物	紙くず ^{※1}	22.74
	厨芥	13.38
	繊維くず	1.38
	その他 ^{※2}	4.02
産業廃棄物	廃プラスチック ^{※3}	8.94
	ゴムくず	0.42
	ガラス・陶磁器くず ^{※4}	5.10
	金属くず ^{※5}	3.96
	その他不燃物	0.06
事業系一般廃棄物発生原単位計		41.52
産業廃棄物発生原単位計		18.48

※1：紙くず：新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、容器包装類、OA用紙等

※2：その他：木くず、その他可燃物

※3：廃プラスチック類：包装フィルム、ペットボトル、その他ボトル、パック・カップ類等

※4：ガラス・陶磁器くず：リターナブルびん、ワンウェイびん、陶磁器くず等

※5：金属くず：鉄類、非鉄金属等

カ 予測結果

供用時に発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生量は、表 6.2-21 に示すとおりです。

計画建物から発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、1日あたり合計約3,942.1kg発生すると予測します。

これら廃棄物は、計画建物内に整備する廃棄物保管施設において分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、取り扱う廃棄物の種類に応じ、横浜市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に事業者が委託し、委託先で適正に処理される予定です。

表 6.2-21 供用時に発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生量

種 類		発生原単位 (g/m ² ・日)	延べ面積 (m ²)	廃棄物発生量 (kg/日)
		①	②	③=①×②/1,000
宿 泊 施 設	事業系 一般廃棄物	紙くず ^{※1}	22.74	1,494.0
		厨芥	13.38	879.1
		繊維くず	1.38	90.7
		その他 ^{※2}	4.02	264.1
	産業廃棄物	廃プラスチック ^{※3}	8.94	587.4
		ゴムくず	0.42	27.6
		ガラス・陶磁器くず ^{※4}	5.10	335.1
		金属くず ^{※5}	3.96	260.2
		その他不燃物	0.06	3.9
	合計		—	—

※1：紙くず：新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、容器包装類、OA用紙等

※2：その他：木くず、その他可燃物

※3：廃プラスチック類：包装フィルム、ペットボトル、その他ボトル、パック・カップ類等

※4：ガラス・陶磁器くず：リターナブルびん、ワンウェイびん、陶磁器くず等

※5：金属くず：鉄類、非鉄金属等

キ 環境保全のための措置

環境の保全のための措置は、建物の供用に伴い発生する事業系一般廃棄物並びに産業廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理に貢献していくという観点から、表 6.2-22 に示す内容を実施します。

表 6.2-22 環境の保全のための措置（供用時に発生する廃棄物）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 建物の供用	【計画立案時】 ・計画建物内に整備する廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の一時保管施設を設けます。 【供用時】 ・事業系一般廃棄物並びに産業廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別排出を徹底し、減量化や資源の再利用・再生利用にも努めます。

ク 評価

建物の供用に伴い計画建物から発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、1日あたり合計約 3,942.1kg 発生すると予測します。

本事業の実施にあたっては、事業系一般廃棄物並びに産業廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別排出を徹底し、減量化や資源の再利用・再生利用にも努めていきます。

このように、計画立案時や供用時に廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理の貢献に向けた環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の適正な処理・処分が行われること。」は達成できるものと考えます。